

環境物品等の調達に関する基本方針（案）【変更箇所抜粋】

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義【略】

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が必要となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者のさらなる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重

点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

- ③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第6条技術仕様の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項【略】

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあつては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者をはじめとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報を十分に活用を図るとともにするなど、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。

特定調達品目及び判断の基準等（案）【変更箇所抜粋】

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	--

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

- ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫被害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

3 「総合評価値」とは備考4に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y (総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x_6 : 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

5 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

6 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

7 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドラ

イン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

- 8 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

~~9 判断の基準①の総合評価値については、平成 21 年度からの 1 年間は、経過措置として 70 以上を特定調達物品等とする。平成 22 年度以降は、森林認証材・間伐材の供給状況等を踏まえ、80 以上を特定調達物品等とすることを旨とする。~~

~~10.9~~ 平成 21 年 4 月 1 日より前に製造されたコピー用紙のうち、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 20 年 2 月 5 日一部変更閣議決定）のコピー用紙に係る判断の基準を満足する製品については、当該製品に総合評価値及びその内訳を記載しない場合も特定調達物品等とする。また、平成 22 年 3 月 31 日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価値 70 以上 80 未満の製品については、平成 22 年 4 月 1 日以降も特定調達物品等とみなすこととする。

【印刷用紙】

塗工されていない
印刷用紙

(カラー用紙を除く)

塗工されている印刷用紙

【判断の基準】

- ① 古紙パルプ配合率70%以上であること。次の基準を満たすこと。
 - ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
 - イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
- ② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③ 塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。
- ④ 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。
- ③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。
- ⑤ ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。

【配慮事項】

- ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- ② バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- ④ ③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- ② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

印刷用紙(カラー用紙)	<p>—【判断の基準】—</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>—【配慮事項】—</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
-------------	---

備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

3 「総合評価値」とは備考4に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。

「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -0.5x_6 + 20 \quad (0 < x_6 \leq 10 \rightarrow x_6 = 10, 10 < x_6 \leq 20 \rightarrow x_6 = 20, 20 < x_6 \leq 30 \rightarrow x_6 = 30, x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y_1 (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2 (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 (ファンシーペーパー又は抄色紙 (色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。) には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準 (印刷参照) に示された A ランク (紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの) の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y_5 : 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合 (意図的に白色度を下げる場合) は加算対象とならない。

x_6 : 塗工量 (g/m²)

塗工量 (両面への塗布量) は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

5 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している

原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

6 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

7 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用してもよい。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ってもよい。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p><u>①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。</u></p> <p>①②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</p> <p>③④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。</p>
-------	---

<p>スタンプ台</p>	<p>●<u>主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u></p> <p>【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。</p>
<p>○Aクリーナー (ウェットタイプ)</p>	<p>〔判断の基準は容器に適用〕</p> <p>●<u>主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u></p> <p>【配慮事項】 ○内容物が補充できること。</p>
<p>つづりひも</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>●<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p>①<u>主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u></p> <p>②<u>主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。</u></p> <p>③<u>上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u></p> <p>【配慮事項】 ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー」には、針を用いない方式のものを含む。

2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
 - 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
 - 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - 6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
 - 7 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 - 8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
 - 9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。
 - 10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。
 - 11 ダストブローワーを、引火の危険性があり、安全性の確保を必要とする用途に使用する場合には、当該品目に係る判断の基準は適用しないものとする。なお、その場合にあっては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数）150 以上の物質が含まれていないものを使用すること。
 - 12 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、FD、CD、DVD 及び MO 用とする。
- ~~13 平成 24 年度において、市場動向を勘案しつつ、以下の品目の判断の基準について見直しを実施することとする。~~
- ~~シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、スタンプ台、定規、事務用修正具（液状）、ペンスタンド、OA クリーナー（ウェットタイプ）、OA クリーナー（液タイプ）、レターケース、マウスパッド、のり（液状）、のり（固形）、のり（テープ）、ファイリング用品、つづりひも、ホワイトボード用イレーザー~~
- 14.1.3** 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。
- 14** 「スタンプ台」については、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、文具類共通の判断の基準を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. O A 機器

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <p>①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>②次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。</p> <p>イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。</p> <p><個別事項></p> <p>①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機</p> <p>ア. コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（毎分86枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）のうち、毎分86枚以上の複写が可能なものにあつては、表1-2に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）にあつては、表2-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表3-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>②複合機（インクジェット方式を除く）</p> <p>ア. 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあつては、表4-1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表4-3-2-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判複合機にあつては、表3-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③インクジェット方式の複合機</p> <p>ア. インクジェット方式の複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表4-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. インクジェット方式の大判複合機にあつては、表4-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>④拡張性のあるデジタルコピー機</p> <p>ア. 拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表2-2に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分86枚以上の複写が可能なものを除く。）にあつては表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. 拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表3-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p>
--	---

	<p>【配慮事項】</p> <p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	---

- 備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。
- 1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
 - 2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
- 2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。
- 4 表1-1中「◆」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。
- 5 「大判コピー機」「大判複合機」及び「拡張機能付き性のある大判デジタル複写コピー機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙を処理するA2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれるコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。
- 8 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合には、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。
- 9 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表1-2、表1-3、表2-1、表2-2、

表3-1、表4-1及び表4-3.2の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表2.6-1から表6-6、表3-2、表4-2、表5、表6及び表7の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表1-1 コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM: 1分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
0<CPM≤10	≤11	◆	◆	◆	推奨
10<CPM≤20	≤17	◆	≤55	◆	
20<CPM≤30	≤69	◆	≤99	◆	必須
30<CPM≤40	◆	◆	≤125	◆	
40<CPM≤50	◆	◆	≤176	◆	
50<CPM≤60	◆	◆	≤205	◆	
60<CPM≤70	◆	◆	≤257	◆	
70<CPM≤80	◆	◆	≤286	◆	
80<CPM≤85	◆	◆	≤369	≤483	

- 備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とは、A4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表2-2及び表6-1、表6-3及び表6-5において同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2-2及び表6-1、表6-3及び表6-5において同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2-2及び表6-1、表6-3及び表6-5において同じ。
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく経済産業省告示第49号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表1-2 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 15	≤ 1.0	要件の適用なし
15 < ipm ≤ 24	≤ 0.10 × ipm - 0.5	
24 < ipm ≤ 40		≤ 0.35 × ipm - 10.3
40 < ipm ≤ 44	購入時において標準装備	
44 < ipm ≤ 82		
82 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 39.0	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当た

りの画像数)とは、1分間にA4又は8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表1-3、表2-1、表2-2、表3、表4-1及び表4-2において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表2-3の3.(1)」による。以下表1-3、表2-1及び表2-2において同じ。

表1-3 複合機(カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 10$	≤ 1.5	要件の適用なし
$10 < ipm \leq 24$	$\leq 0.10 \times ipm + 0.5$	
$24 < ipm \leq 26$		$\leq 0.35 \times ipm - 6.0$
$26 < ipm \leq 44$		
$44 < ipm \leq 68$	購入時において標準装備	
$68 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 30.0$	

表2-1 カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 19$	$\leq 0.10 \times ipm + 2.8$	要件の適用なし
$19 < ipm \leq 32$		購入時において標準装備又は任意の付属品
$32 < ipm \leq 39$	$\leq 0.35 \times ipm - 5.2$	購入時において標準装備
$39 < ipm \leq 58$		
$58 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 26.0$	

表2-2 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 19$	$\leq 0.10 \times ipm + 3.5$	要件の適用なし
$19 < ipm \leq 26$		購入時において標準装備又は任意の付属品
$26 < ipm \leq 39$	$\leq 0.35 \times ipm - 3.0$	購入時において標準装備
$39 < ipm \leq 62$		
$62 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 25.0$	

表2-2-1 カラーコピー機能を有する拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$ipm \leq 19$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$	推奨
$19 < ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$	必須
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$	

表3-1 大判コピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間		スリープ時 消費電力
	大判コピー機	大判複合機	
ipm \leq 30	30分	30分	58W
30<ipm \leq 50		60分	
50<ipm			

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。
- 3 スリープ時の消費電力の基準には、表3-3の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

表3 大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの 移行時間	印刷エンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
ipm \leq 30	30分	\leq 30W	\leq 1W
30<ipm	60分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4-1及び表4-2において同じ。
- 2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表5の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4-1及び表4-2において同じ。
- 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。以下表4-1及び表4-2において同じ。

表4-1 インクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの 移行時間	印刷エンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
ipm \leq 10	15分	\leq 1.4W	\leq 1W
10<ipm \leq 20	30分		
20<ipm	60分		

表4-2 インクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの 移行時間	印刷エンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
ipm \leq 30	30分	\leq 15W	\leq 1W
30<ipm	60分		

表3-3.5 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部 <u>記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)</u>	—	0.2
<u>冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)</u>	—	<u>2.00.5</u>
<u>冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)</u>	—	<u>0.5</u>
<u>PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)</u>	—	-0.5
<u>コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)</u>	—	0.8
<u>内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)</u>	—	1GB ごとに 1.0W
<u>電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表4-1の製品にのみ適用される電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)</u>	—	PSOR>10W の場合 <u>0.052</u> × (PSOR-10W)

備考) 「第1許容値」とは、画像製品コピー機等のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品コピー機等のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

表4-1 複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$ipm \leq 20$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$	推奨
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$	
$24 < ipm \leq 69$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$	必須
$69 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$	

備考) 1 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表4-2及び表4-3において同じ。

2 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表4-2及び表4-3において同じ。

3 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表4-2及び表4-3において同じ。

表2-6-1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < \text{CPM} \leq 20$	—	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{CPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒	$\leq 15\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3-6-2において同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用の紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ①A2サイズの用紙は、コピー枚数を4倍すること。
- ②A1サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。
- ③A0サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。

2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3-2、表4-2、表5、表6-2及びから表7-6-6において同じ。

3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3-6-2、表6-5及び表7-6-6において同じ。

4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。以下表3-2、表4-2、表5、表6-2及びから表7-6-6において同じ。

5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3-6-2、表6-5及び表7-6-6において同じ。

表3-6-2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < \text{CPM} \leq 40$	—	—	—	$\leq 10\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分

表4-2-6-3 リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm：1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	—	—	$\leq 25\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 80\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 95\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 120 分	必須

備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5-6-4について同じ。

2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5-6-4において同じ。

3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5-6-4から表7-6-6において同じ。

表4-3 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$\text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 5$	推奨
$19 < \text{ipm} \leq 32$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 5$	必須
$32 < \text{ipm} \leq 64$	$\leq 0.44 \times \text{ipm} - 2.8$	
$64 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 25$	

表5-6-4 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 70W$	≤ 30 分
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 50W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105W$	≤ 90 分

表6-5 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < ipm \leq 10$	—	—	$\leq 5W$	≤ 15 分	推奨
$10 < ipm \leq 20$	—	—	$\leq 5W$	≤ 30 分	推奨
$20 < ipm \leq 44$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≤ 30 秒	$\leq 15W$	≤ 60 分	必須
$44 < ipm \leq 100$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20W$	≤ 90 分	必須
$100 < ipm$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20W$	≤ 120 分	必須

表7-6-6 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm : 1 分当たりの画像出力枚 数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 65W$	≤ 30 分
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 45W$	—	$\leq 100W$	≤ 90 分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-3 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>プリンタ</p> <p>プリンタ／ファクシミリ兼用機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>① プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. モノクロプリンタ（インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表1-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表1-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>イ. カラープリンタ（インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表2-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表2-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>ウ. インクジェット方式のプリンタにあつては、表3に示された区分ごとの基準。</p> <p>エ. インパクト方式のプリンタにあつては、表4に示された区分ごとの基準。</p> <p>② 大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあつては、表5-1に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表5-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----------------------------------	--

備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。ただし、表5-1及び表5-2においては、幅が406mm以上の連続形式媒体に対応する製品が該当するを含み、A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合は、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

表1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 12$	≤ 1.5
$12 < ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm - 1$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 31$

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズ of 用紙に、各辺からの余白を1インチ (2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を1行とした白黒画像とする。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。

2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。

表1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 15$	≤ 1.0	要件の適用なし
$15 < ipm \leq 24$	$\leq 0.10 \times ipm - 0.5$	
$24 < ipm \leq 40$		購入時において標準装備又は任意の付属品
$40 < ipm \leq 44$		
$44 < ipm \leq 82$	$\leq 0.35 \times ipm - 10.3$	購入時において標準装備
$82 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 39.0$	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1分間に A4 又は 8.5"×11" of 用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11" of 用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表2-3の3.(1)」による。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。

表1-2 モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 20$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$
$20 < ipm \leq 69$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$
$69 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$

表1-2 モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 10$	≤ 1.5	要件の適用なし
$10 < ipm \leq 24$	$\leq 0.10 \times ipm + 0.5$	
$24 < ipm \leq 26$		購入時において標準装備又は任意の付属品
$26 < ipm \leq 44$		
$44 < ipm \leq 68$	$\leq 0.35 \times ipm - 6.0$	購入時において標準装備
$68 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 30.0$	

表2-1 カラープリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$

表2-1 カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 19$	$\leq 0.10 \times ipm + 2.8$	要件の適用なし
$19 < ipm \leq 32$		購入時において標準装備又は 任意の付属品
$32 < ipm \leq 39$	$\leq 0.35 \times ipm - 5.2$	購入時において標準装備
$39 < ipm \leq 58$		
$58 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 26.0$	

表2-2 カラープリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 32$	$\leq 0.20 \times ipm + 5$
$32 < ipm \leq 61$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$
$61 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 25$

表2-2 カラープリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$ipm \leq 19$	$\leq 0.10 \times ipm + 3.5$	要件の適用なし
$19 < ipm \leq 26$		購入時において標準装備又は 任意の付属品
$26 < ipm \leq 39$	$\leq 0.35 \times ipm - 3.0$	購入時において標準装備
$39 < ipm \leq 62$		
$62 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 25.0$	

表3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
$ipm \leq 10$	5分	$\leq 3W$
$10 < ipm \leq 20$	15分	
$20 < ipm \leq 30$	30分	
$30 < ipm$	60分	

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準には、表6の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 10$	5分	$\leq 1.4W$	$\leq 1W$
$10 < ipm \leq 20$	15分		
$20 < ipm \leq 30$	30分		
$30 < ipm$	60分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表6の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。

表4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
$ipm \leq 10$	5分	$\leq 6W$
$10 < ipm \leq 20$	15分	
$20 < ipm \leq 30$	30分	
$30 < ipm$	60分	

表4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 10$	5分	$\leq 4.6W$	$\leq 1W$
$10 < ipm \leq 20$	15分		
$20 < ipm \leq 30$	30分		
$30 < ipm$	60分		

表5-1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
$ipm \leq 30$	30分	$\leq 13W$
$30 < ipm$	60分	

表5-1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30分	≤ 15W	≤ 1W
30 < ipm	60分		

表5-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm ≤ 30	30分	≤ 54W
30 < ipm	60分	

表5-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30分	≤ 14W	≤ 1W
30 < ipm	60分		

表6 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部 <u>記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)</u>	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) <u>又はその他技術のランプ</u>を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0 <u>0.5</u>
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表3及び表4の製品にのみ適用される電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10W の場合 0.05 2 ×(PSOR-10W)

備考) 「第1許容値」とは、画像製品プリンタのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品プリンタのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

5-4 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	<p>【判断の基準】</p> <p>①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	---

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1—モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 12$	≤ 1.5
$12 < ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm - 1$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 31$

備考) 1—「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。—画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズの用紙に、各辺からの余白を1インチ (2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を1行とした白黒画像とする。以下表2において同じ。

2—標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表2において同じ。

表1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 15$	≤ 1.0
$15 < ipm \leq 40$	$\leq 0.10 \times ipm - 0.5$
$40 < ipm \leq 82$	$\leq 0.35 \times ipm - 10.3$
$82 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 39.0$

備考) 1 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。表 2 において同じ。

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 32$	$\leq 0.10 \times ipm + 2.8$
$32 < ipm \leq 58$	$\leq 0.35 \times ipm - 5.2$
$58 < ipm$	$\leq 0.70 \times ipm - 26.0$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
5分	$\leq 3W$

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準には、表 4 の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷エンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
5分	$\leq 1.4W$	$\leq 1W$

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表4の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタートプログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。

表4 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプ を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0 0.5
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (許容値は表3の製品にのみ適用される電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10W の場合 0.052 × (PSOR-10W)

備考) 「第1許容値」とは、画像製品ファクシミリのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品ファクシミリのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-5 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	<p>【判断の基準】 ○表 1 に示された基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------	---

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く)。

表1—スキャナに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
≤15分	≤5W

備考) 1—「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2—スリープ時消費電力の基準には、表2の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

3—消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表1 スキャナに係るスリープ移行時間、スキャニングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	スキャニングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
15分	≤4.3W	≤1W

備考) 1—「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2—スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表2の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3—消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。

表2 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部 <u>記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)</u>	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) <u>又はその他技術のランプ</u>を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0 <u>0.5</u>
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GB ごとに 1.0W

備考) 「第1許容値」とは、画像製品スキャナのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品スキャナのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-7 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p>【判断の基準】</p> <p>①表に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって、可視対角線画像サイズが60インチ以下のものとする。

2 判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表—ディスプレイに係るオンモード消費電力等の基準

オンモード（稼働時）消費電力	移行時間	スリープモード消費電力	オフモード消費電力
≤23W（1メガピクセル未満） ≤28×W（1メガピクセル以上）	≤30分	≤2W	≤1W

備考) 1—「X」はメガピクセル（総画素）数であり、式で得られる消費電力は最も近い整数に切り上げるものとする。

2—「オンモード（稼働時）消費電力」とは、製品が電源に接続されて画像を生成する状態をいう。

3—「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実

現される最初の低電力状態であり、ユーザー又はコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。

- 4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザー又はコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 5 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。
- 6 ディスプレイの消費電力が常に表に掲げるスリープモード及びオフモードの消費電力以下に維持される場合も基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、スリープモードを経ず、直接オフモードに移行してもよい。

表 ディスプレイに係るモード別消費電力の基準

	オンモード 消費電力 (W)	スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 以下	$\leq 6 \times MP + 0.05 \times A + 3$	≤ 2	≤ 1
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 超	$\leq 9 \times MP + 0.05 \times A + 3$		
対角線画面サイズ 30 インチ以上 60 インチ以下	$\leq 0.27 \times A + 8$		

- 備考) 1 「MP」はディスプレイ解像度（メガピクセル）を、「A」は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。
- 2 「オンモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、主機能である画像の表示を実行している状態をいう。また、オンモード消費電力は、算定式の算定結果の小数点以下第2位を四捨五入したものとする。
- 3 「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ現される最初の低電力状態であり、ユーザー又はコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザー又はコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 5 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-2」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-13 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <p>①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。</p> <p>②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。</p> <p>③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の95%以上であること。</p> <p>④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑤トナーの化学安全性が確認されていること。</p> <p>⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。</p> <p>⑦使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <p>①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。</p> <p>②回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く）の95%以上であること。</p> <p>③回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>④インクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>⑤使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①回収したインクカートリッジ部品の再使用又はマテリアルリサイクルの取組がなされていること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせる構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

1) 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

- 2) 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。
- 1) 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- 2) 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたトナーカートリッジ質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準③の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。
- 9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
- ア. トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。
- ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。
- ②EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質
- R40（発がん性の限定的な証拠がある）
 - R45（発がん性がある）
 - R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）
 - R49（吸入すると発がん性がある）

- R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）
- R61（胎児に危害を与える可能性がある）
- R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）
- R63（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）
- R68（不可逆的な危害の可能性はある）

③EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書Ⅱ及び 1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

④1つ以上のアゾ基が分解されて別表1に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

ウ. トナー及びインクの MSDS(化学物質等安全データシート)を備えていること。

別表1 特定の芳香族アミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレジジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンビス-（2-クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

10 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い）。

②本項の判断の基準を満足する製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所

での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

- ②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

1.1 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（ウェブサイト等で容易に確認できることを含む。）に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書

イ. トナー又はインクに関する MSDS（化学物質等安全データシート）

ウ. 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5-14 掛時計

(1) 品目及び判断の基準等

掛時計	<p>【判断の基準】</p> <p>○太陽電池及び小型充電式電池（二次電池）等の蓄電機能を有するものであって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①一次電池を使用しないものであること。</p> <p>②一次電池が使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

7. 家電製品

7-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>電気冷蔵庫</p> <p>電気冷凍庫</p> <p>電気冷凍冷蔵庫</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/90122を乗じて整数小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>③冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p> <p>④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③吸収式のもの
- ④電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5 判断の基準①については、定格内容積 ~~441~~リットル以上 ~~350~~400リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に ~~100/80~~を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分				基準エネルギー消費効率算定式
種 別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)

V_1 : 調整内容積 (冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値) (単位 : L)

V_2 : 調整内容積 (冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値) (単位 : L)

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 286 号 (平成 18 年 9 月 19 日) の「2 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 287 号 (平成 18 年 9 月 19 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】</p> <p>①ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>②液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/143を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>③プラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/143を乗じて整数以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>⑤地上デジタルテレビ放送に対応していること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①産業用のもの
- ②水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
- ③海外からの旅行者向けのもの
- ④リアプロジェクション方式のもの
- ⑤受信方サイズが10型若しくは10V型以下のもの
- ⑥ワイヤレス方式のもの
- ⑦液晶テレビのうち直視型蛍光管バックライトを使用するもの以外のもの
- ⑧プラズマテレビのうち垂直方向の画素数が1,080以上であつて水平方向の画素数が1,920以上のもの
- ⑨電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 4—調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 5—液晶テレビにかかる判断の基準②については、受信機型サイズが19V型未満のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/121を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表1—ブラウン管テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

区 分					基準エネルギー消費効率算定式
走査方式	アスペクト比	偏向角度	形 状	機 能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+32$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=2.5 \times S+60$
			フラット型	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+42$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=2.5 \times S+70$
		100度超のもの	フラット型以外	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S-4$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+24$
	フラット型		VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S+21$	
			VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+49$	
	16:9		フラット型以外	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S-11$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+17$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+6$
			フラット型	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+13$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+59$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S-1$
			VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+27$	
			VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+16$	
			VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+23$	
			VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+69$	
倍速走査方式のもの				アナログハイビジョンテレビ	$E=5.5 \times S+72$
				アナログハイビジョンテレビ以外のもの	$E=5.5 \times S+41$

備考) 1—「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。以下表2及び表3において同じ。

2—「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。)を使用したものをいう。

3—「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

4—「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。

5—E及びSは次の数値を表すものとする。以下表2及び表3において同じ。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

S：受信機型サイズ

6—エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第48号（平成18年3月29日）の「2エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2及び表3において同じ。

表2—液晶テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式

アスペクト比	画素数	受信機型サイズ	区 分		基準エネルギー消費効率又は算定式	
			機 能	付 加 価 値		
4:3	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=44	
				付加機能を1つ有するもの	E=58	
				付加機能を2つ有するもの	E=72	
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=58	
				HDDを有するもの	E=72	
				DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=5.9×S-45
	垂直方向の画素数が650以上	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を1つ有するもの	E=5.9×S-31	
				付加機能を2つ有するもの	E=5.9×S-16	
				DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=5.9×S-31
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	HDDを有するもの	E=5.9×S-16	
				DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=49
				付加機能を1つ有するもの	E=64	
16:9	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を2つ有するもの	E=78	
				DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=59
				HDDを有するもの	E=73	
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を1つ有するもの	E=5.4×S-32	
				付加機能を2つ有するもの	E=5.4×S-17	
				付加機能を3つ有するもの	E=5.4×S-3	
	垂直方向の画素数が650以上1080未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を1つ有するもの	E=5.4×S-22	
				付加機能を2つ有するもの	E=5.4×S-8	
				DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=8.1×S-86
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を1つ有するもの	E=8.1×S-72	
				付加機能を2つ有するもの	E=8.1×S-58	
				付加機能を3つ有するもの	E=8.1×S-45	
垂直方向の画素数が1080以上	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を1つ有するもの	E=7.5×S-45		
			付加機能を2つ有するもの	E=7.5×S-31		
			付加機能を3つ有するもの	E=7.5×S-17		
	15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を1つ有するもの	E=7.5×S-3		
			付加機能を2つ有するもの	E=7.5×S-11		
			付加機能を3つ有するもの	E=7.5×S+3		
垂直方向の画素数が1080以上	15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=8.1×S-66		
			付加機能を1つ有するもの	E=8.1×S-52		
			付加機能を2つ有するもの	E=8.1×S-38		
			付加機能を3つ有するもの	E=8.1×S-25		
垂直方向の画素数が1080以上	15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	付加機能を1つ有するもの	E=7.5×S-40		
			付加機能を2つ有するもの	E=7.5×S-25		
			付加機能を3つ有するもの	E=7.5×S-11		
			付加機能を3つ有するもの	E=7.5×S+3		
垂直方向の画素数が1080以上	15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	付加機能を1つ有するもの	E=8.9×S-55		
			付加機能を2つ有するもの	E=8.9×S-41		
			付加機能を3つ有するもの	E=8.9×S-26		
			付加機能を3つ有するもの	E=8.9×S-12		

備考) 1 「HDD」とは、磁気ディスク装置をいう。以下同じ。

2 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

表3 プラズマテレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

受信機型サイズ	区 分	基準エネルギー消費効率算定式
	付 加 価 値	
43V型未満	下記以外のもの	$E=7.9 \times S+30$
	付加機能を1つ有するもの	$E=7.9 \times S+44$
	付加機能を2つ有するもの	$E=7.9 \times S+58$
	付加機能を3つ有するもの	$E=7.9 \times S+73$
43V型以上	下記以外のもの	$E=15.9 \times S-314$
	付加機能を1つ有するもの	$E=15.9 \times S-300$
	付加機能を2つ有するもの	$E=15.9 \times S-286$
	付加機能を3つ有するもの	$E=15.9 \times S-272$

備考) 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-3-2 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	<p>【判断の基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/125を乗じて小数点以下を切り捨てたの数値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみなもの
- ③可搬式のものうち、福祉の用に供するもの
- ④専ら鉄道車両において用いるためのもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 判断の基準のうち、貯湯式のものについては、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

~~3 公共向け製品については、本項の判断の基準を満足する製品の市場供給が十分といえないことから、備考1の①又は②以外の電気便座について1年間の経過措置を設けることとし、平成22年3月31日までは、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値又はその算定式を用いて算出された数値を上回らないことをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

表1 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	183
	瞬間式（貯湯タンク無し）	135

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基

づく経済産業省告示第 288 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表 2 ~~電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式~~

区 分	基準エネルギー消費効率又はその算定式
暖房便座	462
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの	489
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの	$P = 38.3 \times L + 243$

~~備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。~~

~~2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。~~

~~3 P 及び L は、次の数値を表すものとする。~~

~~P: 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)~~

~~L: 貯湯量 (貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。) (単位: L)~~

~~4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 59 号 (平成 18 年 3 月 29 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。~~

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8. エアコンディショナー等

8-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	<p>【判断の基準】</p> <p>① 冷暖房の用に供し、かつ、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナー <u>(以下「家庭用エアコンディショナー」という。)</u> であって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に92/100<u>を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた</u>の数値を下回らないこと。</p> <p>② 上記①以外の冷暖房の用に供する<u>家庭用の</u>エアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率 <u>(ただし、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの及び直吹き形で壁掛け形のものにあつては120/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたもの)</u>の数値を下回らないこと。</p> <p>③ 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</p> <p>④ <u>業務の用に供する</u>エアコンディショナーについては、<u>エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</u></p> <p>⑤ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>⑥ 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

① 冷房能力が28kW (マルチタイプの場合は50.4kW) を超えるもの

② ウィンド型・ウォール型及び冷房専用のもの

③ 水冷式のもの

④ 圧縮用電動機を有しない構造のもの

⑤ 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

⑥ 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

- ⑥⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑦⑧スポットエアコンディショナー
- ⑧⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑨室外熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの
- ⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
- ⑩⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- ⑪高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
- ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
- ⑭熱回収式マルチエアコン

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表2及び表3において同じ。

2-3 判断の基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

3-4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4-5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5 空冷式熱交換器にドレン水又は雨水を噴霧又は散水することにより、潜熱を利用して冷却効果を高め、熱交換器から発生する顕熱を抑制する省エネルギー補助装置については、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえ、品目への追加を検討する。

表1 直吹き型で壁掛け型の冷房能力が4.0kW以下の冷暖房の用に供する家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

冷房能力	区 分		基準エネルギー消費効率
	室内機の寸法タイプ		
3.2kW 以下	寸法規定タイプ		5.8
	寸法フリータイプ		6.6
3.2kW 超 4.0kW 以下	寸法規定タイプ		4.9
	寸法フリータイプ		6.0

備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 285213 号（平成 4821 年 96 月 4922 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。表2において同じ。

表2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW 超 5.0kW 以下	5.5
	5.0kW 超 6.3kW 以下	5.0
	6.3kW 超 28.0kW 以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	3.2kW 以下	5.2
	3.2kW 超 4.0kW 以下	4.8
	4.0kW 超 28.0kW 以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	5.4
	4.0kW 超 7.1kW 以下	5.4
	7.1kW 超 28.0kW 以下	5.4

表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ型のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	$E=6.0$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形以外	3.6kW 未満	$E=5.1$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもので室外機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	$E=5.7$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室外機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	$E=4.9$
		20.0kW 以上 28.0kW 未満	$E=4.9$
	ダクト形	20.0kW 未満	$E=4.7$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.7$

備考) 1 「ダクト接続型のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : 通年エネルギー消費効率)

A : 冷房能力 (単位 : kW)

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号(平成 21 年 6 月 22 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

表2 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW以下	5.27
	2.5kW超3.2kW以下	4.90
	3.2kW超4.0kW以下	3.65
	4.0kW超7.1kW以下	3.17
	7.1kW超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW以下	3.96
	2.5kW超3.2kW以下	3.96
	3.2kW超4.0kW以下	3.20
	4.0kW超7.1kW以下	3.12
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	7.1kW超	3.06
	4.0kW以下	3.02
	4.0kW超7.1kW以下	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	7.1kW超	3.02
	4.0kW以下	4.12
	4.0kW超7.1kW以下	3.23
	7.1kW超	3.07

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表3において同じ。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表3において同じ。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第285号(平成18年9月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。以下表3において同じ。

表3—冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW以下	3.64
	2.5kW超3.2kW以下	3.64
	3.2kW超4.0kW以下	3.08
	4.0kW超7.1kW以下	2.91
	7.1kW超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW以下	2.88
	4.0kW超7.1kW以下	2.85
	7.1kW超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW以下	2.72
	4.0kW超7.1kW以下	2.71
	7.1kW超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	3.23
	4.0kW超7.1kW以下	3.23
	7.1kW超	2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

1 1. 自動車等

1 1-3 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

<u>一般公用乗用車</u> 用タイヤ	【判断の基準】 ① 転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤであること。 ② スパイクタイヤでないこと。
<u>小形トラック用</u> <u>タイヤ</u>	【配慮事項】 ① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一般公用乗用車用タイヤ」及び「小形トラック用タイヤ」は、JIS D4202に規定する市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

~~2 「一般公用車」とは、通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。~~

~~3.2 「転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤ」とは、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者の従来型製品に比べ転がり抵抗が10%以上低減されているタイヤであって、負荷荷重性能、ブレーキ性能、操縦性能等タイヤの基本性能が確保されているタイヤとする。なお、転がり抵抗の低減率と燃費効率の向上率とは必ずしも同一ではない。~~

~~4.3 現段階の転がり抵抗の算出に係る測定条件は、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者が「タイヤ公正取引協議会」に届け出た方法によるものとする。~~

~~5.4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。~~

(2) 目標の立て方

当該年度における一般公用乗用車用タイヤ及び小形トラック用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

13. 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服	<p>【判断の基準】</p> <p>①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、製品裏生地を除く繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>②使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>②植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収され、原材料として再生利用及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムが整ってあること。</p> <p>③再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された合成繊維も以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
---------------	--

帽子

【判断の基準】

○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。

②再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

【配慮事項】

①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、繊維部分全体重量及び再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの重量に含めてよい。

1-2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

2-3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

3-6 「植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された

合成繊維もの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

4.7 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う際場合には、次の事項に十分留意すること。JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

ア. クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。

イ. JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

8 制服、作業服については、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）の制服、作業服に係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

9 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及びリサイクルシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

①制服又は作業服にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

②帽子にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

14. インテリア・寝装寝具

14-1 カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン 布製ブラインド	<p>【判断の基準】</p> <p>①カーテンにあつては、使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、製品繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u></p> <p><u>イ. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p> <p>②布製ブラインドにあつては、<u>布生地</u>に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、布生地繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u></p> <p><u>イ. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p><u>①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。</u></p> <p><u>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p> <p><u>①③製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u></p> <p><u>②④再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u></p>
---------------------	---

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、フック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、繊維部分全体重量及び再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量に含めてよい。

1-2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。

2-3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

6 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

7 カーテン、布製ブラインドについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）のカーテン、布製ブラインドに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテン又は布製ブラインドの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

14-2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

<p>タフテッドカーペット</p> <p>タイルカーペット</p> <p>織じゅうたん</p> <p>ニードルパンチカーペット</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①タフテッドカーペット、タイルカーペット又は織じゅうたんにあつては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で4025%以上使用されていること。</p> <p>②ニードルパンチカーペットにあつては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること、又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収され、<u>原材料として再生利用及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムが整つていあること。</u></p>
<p><u>ニードルパンチカーペット</u></p>	<p>【判断の基準】</p> <p><u>①次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>①未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</u></p> <p><u>②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維・プラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p><u>①製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u></p> <p><u>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p>

備考) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

~~1~~2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

~~2~~3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~3~~4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

~~4~~5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~5~~6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6-7 「植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された合成繊維もの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

9 タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペットについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）のタフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペットに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

10 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及びリサイクルシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

14-3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p>①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、<u>製品繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u></p> <p>②再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、<u>繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>②③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
----	--

ふとん	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア. 再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 4925%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。</u></p> <p><u>イ. 再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p> <p>②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p><u>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p> <p><u>②③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u></p>
-----	--

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、繊維部分全体重量及び再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量に含めてよい。

1-2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

2-3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3-5 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。

6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのい

いずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

7 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

8 毛布、ふとんについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）の毛布、ふとんに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

- ①毛布にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。
- ②ふとんにあつては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

14-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>②次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。</p> <p>③材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
---------	--

<p>マットレス</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、<u>ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部品全体重量に占めるポリエステル繊維部品重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部品全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維部品全体重量比で50%以上使用されていること。</u></p> <p>②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。</p> <p>③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。</p> <p>④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------------	--

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「繊維部品全体重量」とは、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、繊維部品全体重量及び再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量に含めてよい。

~~3~~ 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~4~~ 5 放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記ア. 以外の木質材料については、JIS A1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

~~5~~ 6 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。

~~6~~ 7 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

~~7~~ 8 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

~~8~~ 9 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質

又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9-10 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合には、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

10-11 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

12 マットレスについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成23年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成21年2月13日一部変更閣議決定)のマットレスに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

16. その他繊維製品

16-1 テント・シート類

(1)品目及び判断の基準等

<p>集会用テント</p>	<p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分の全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u> <u>②再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p> <p>【配慮事項】 ⊖①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p>
<p>ブルーシート</p>	<p>【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が製品繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、ポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、繊維部品全体重量及び再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量に含めてよい。

2 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

5 集会用テントについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）の集会用テントに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

16-2 防球ネット

(1)品目及び判断の基準等

防球ネット	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。</p> <p>①ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、製品繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u></p> <p><u>イ. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p> <p>②ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が製品繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>③植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された合成繊維<u>もの</u>が製品繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p><u>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p>
-------	--

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、繊維部分全体重量及び再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの重量に含めてよい。

~~4~~-2 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~2~~-4 「植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された合成繊維もの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷

低減効果が確認されたものをいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

6 防球ネットについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）の防球ネットに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

7 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及びリサイクルシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

16-3 旗・のぼり・幕類

(1)品目及び判断の基準等

旗 のぼり 幕	<p>【判断の基準】</p> <p>①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分の全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ. 再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>②製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>③製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
-----------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、繊維部分全体重量及び再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの重量に含めてよい。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「植物を原料とする合成繊維・プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は

提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

6 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及びリサイクルシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

16-4 モップ

(1) 品目及び判断の基準等

モップ	<p>【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>②未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収及びリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
-----	---

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、繊維部品全体重量及び未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量に含めてよい。

2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

18—3 防災備蓄用品（生活用品・資材）

(1) 品目及び判断の基準等

<p>毛布</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p>①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、<u>製品繊維部分全体重量比で4025%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</u></p> <p>②再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、<u>繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>②③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
<p>テント</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p>①再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、<u>繊維部分の全体重量比で4025%以上使用されていること。</u></p> <p>②再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、<u>繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
<p>ブルーシート</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が<u>製品繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸やポール、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、繊維部分全体重量及び再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量に含めてよい。
- 1-2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 2-3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 3-4 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 4-5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- 「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうちリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 5-8 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
- 6-9 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- 10 毛布、テントについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 23 年 3 月 31 日まで経過措置を設けるとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日一部変更閣議決定）の毛布、ふとんに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

19. 公共工事

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ご との判 断の基 準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			<u>中温化アスファルト混合物</u>	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
セメント	エコセメント			
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート			
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック			
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート			

		塗料	下塗用塗料（重防食）
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
			高日射反射率塗料
		防水	高日射反射率防水
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
		園芸資材	バークたい肥
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
		道路照明	環境配慮型道路照明
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
		タイル	陶磁器質タイル
		建具	断熱サッシ・ドア
		製材等	製材
			集成材
			合板
			単板積層材
		フローリング	フローリング
		再生木質ボード	パーティクルボード
			繊維板
			木質系セメント板
ビニル系床材	ビニル系床材		
断熱材	断熱材		
照明機器	照明制御システム		
変圧器	変圧器		

	空調用機器	吸収冷温水機	表 3		
		氷蓄熱式空調機器			
		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機			
		送風機			
		ポンプ			
		配管材		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具		自動水栓	
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器				
	水洗式大洋風便器				
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠			
	建設機械	—		排出ガス対策型建設機械	表 3
		—		低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法		低品質土有効利用工法	表 4
建設汚泥再生処理工法		建設汚泥再生処理工法			
コンクリート塊再生処理工法		コンクリート塊再生処理工法			
舗装（路盤）		路上再生路盤工法			
法面緑化工法		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法			
山留め工法		泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法			
目的物	舗装	排水性舗装	表 5		
		透水性舗装			
	屋上緑化	屋上緑化			

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>【判断の基準】</p> <p>①建設汚泥から再生された処理土であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
	土工用水砕スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】</p> <p>○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。</p>
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】</p> <p>○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。</p>
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	フェロニッケルスラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。</p>

	銅スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。</p>
	電気炉酸化スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	<p>【判断の基準】</p> <p>○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。</p>
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	<p>【判断の基準】</p> <p>○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	<u>中温化アスファルト混合物</u>	<p>【判断の基準】</p> <p><u>○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。</u></p>

備考)「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	<p>【判断の基準】</p> <p>○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	再生骨材等	<p>【判断の基準】</p> <p>○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。</p>
小径丸太材	間伐材	<p>【判断の基準】</p> <p>○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。</p>
混合セメント	高炉セメント	<p>【判断の基準】</p> <p>○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。</p>
	フライアッシュセメント	<p>【判断の基準】</p> <p>○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。</p>

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。
------	--------	--

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
------------------	-----------	---

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td> </tr> <tr> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </tbody> </table> 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	種 類	転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）	電気炉酸化スラグ
種 類					
転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）					
電気炉酸化スラグ					
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、 1m^3 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。			
塗料	下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。			
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。			
	高日射反射率塗料	【判断の基準】 ○ <u>明度L*値が40.0以下の場合、近赤外域における日射反射率が40.0%以上であること。明度L*値が40.0を超過場合は、近赤外域における日射反射率（%）が明度L*値の値以上であること。</u>			

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。

2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 による。

防水	高日射反射率 防水	【判断の基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。
----	--------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。

2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③<u>土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題の無いこと。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>○<u>土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題の無いこと。</u></p> <p>○再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																			
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																			
無機珪砂（キラ）																				
鉄鋼スラグ																				
非鉄スラグ																				
鋳物砂																				
陶磁器屑																				
石炭灰																				
建材廃材																				
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																				
製紙スラッジ																				
アルミスラッジ																				
磨き砂汚泥																				
石材屑																				
都市ごみ焼却灰		溶融スラグ化																		

		下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化						
		上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理方法によらず対象						
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	【判断の基準】								
	<p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p>								
	別表	<table border="1"> <tr> <td>再生材料の原料となるものの分類区分</td> <td>前処理方法</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td></td> </tr> </table>		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法								
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化								
下水道汚泥									

備考) 判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・ pH 5.5～7.5 ・ 水分 55～65% ・ 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・ 窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・ リン酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・ 加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 ・ pH 8.5以下 ・ 水分 50%以下 ・ 窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ・ リン酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ・ アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

- 備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
- 2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）に適合するもの。

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>○高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>
------	-----------	---

中央分離帯 ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>
---------------	--------------------	--

備考)「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

タイル	陶磁器質 タイル	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③<u>土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題の無いこと。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>○<u>土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題の無いこと。</u></p> <p>○<u>再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。</u></p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="13">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂(キラ)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂(キラ)	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)	製紙スラッジ
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																
無機珪砂(キラ)																	
鉄鋼スラグ																	
非鉄スラグ																	
鋳物砂																	
陶磁器屑																	
石炭灰																	
廃プラスチック																	
建材廃材																	
廃ゴム																	
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)																	
製紙スラッジ																	

		アルミスラッジ	
		磨き砂汚泥	
		石材屑	
		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
		下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
		上水道汚泥	前処理方法によらず対象
		湖沼等の汚泥	
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 <p>【配慮事項】</p> <p><u>○サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</u></p>	
製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。</p>	

	集成材 合板 単板積層材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	--------------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

フローリング グ	フローリング グ	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
-------------	-------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

再生木質 ボード	パーティクル ボード 繊維板 木質系セメン ト板	<p>【判断の基準】</p> <p>①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
-------------	--	---

- 備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。
- 2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>
--------	--------	---

備考) JISA5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 PF に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>②ハイドロフルオロカーボン (いわゆる代替フロン) が使用されていないこと。</p> <p>③再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>④断熱材のうちグラスウール又はロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。</p> <p>——・グラスウール: 再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。</p> <p>——・ロックウール: 再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p>
-----	-----	---

備考) 再生資源利用率における「原材料」とは、~~基材部分とする。~~

照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。</p>
変圧器	変圧器	<p>【判断の基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p>

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの

- ② H種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種類別	相数	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
		定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50Hz		$E = 15.3S^{0.696}$
		60Hz		$E = 14.4S^{0.698}$
	三 相	50Hz	500kVA以下	$E = 23.8S^{0.653}$
			500kVA超	$E = 9.84S^{0.842}$
		60Hz	500kVA以下	$E = 22.6S^{0.651}$
			500kVA超	$E = 18.6S^{0.745}$
モールド変圧器	単 相	50Hz		$E = 22.9S^{0.647}$
		60Hz		$E = 23.4S^{0.643}$
	三 相	50Hz	500kVA以下	$E = 33.6S^{0.626}$
			500kVA超	$E = 24.0S^{0.727}$
		60Hz	500kVA以下	$E = 32.0S^{0.641}$
			500kVA超	$E = 26.1S^{0.716}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
 S：定格容量（単位：kVA）
 4 表の規定は、日本電機工業会規格1482及び1483に規定する標準仕様変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第61号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。

2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 186kW 未満	1.10
冷凍能力が 186kW 以上	1.15

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】
		①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。

備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。

3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②成績係数が表1又は表2に示された区分の数値以上であること。
-------	--------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

表1 JIS適合機種

区 分	期間成績係数 (APF)
冷房能力が28kW以上35kW未満	1.67以上
冷房能力が35kW以上	1.86以上

1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1による。

表2 JIS適合外機種

区 分	一次エネルギー換算成績係数 (COP)
冷房能力が28kW以上67kW未満	1.33以上
冷房能力が67kW以上	1.23以上

1 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP : 一次エネルギー換算成績係数

Cc : 冷房標準能力 (単位 : kW)

Egc : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)

Eec : 冷房消費電力 (単位 : kW) を 1 kWh につき 9,760 kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

Ch : 暖房標準能力 (単位 : kW)

Egh : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)

Eeh : 暖房消費電力 (単位 : kW) を 1 kWh につき 9,760 kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

2 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、JIS B8627-2 又は B8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。

3 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○高効率モーターが使用されていること。
-------	-----	--------------------------------

備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。

2 適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○高効率モーターが使用されていること。
-------	-----	--------------------------------

備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。

2 適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であつて、 <u>使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で 30%以上使用されていること。</u> ○建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であつて、 <u>使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で 30%以上使用されていること。</u> ○建物屋内の通気用の硬質塩化ビニル管であつて、 <u>使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で 30%以上使用されていること。</u> 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	--------------------	--

備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ

塩化ビニル管を用いる場合において適用する。

2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2) 「ポストコンシューマ材料」の定義による。

備考) 「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用及び建物屋内の通気用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、~~使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。~~

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 <u>○電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</u> <u>○電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。</u>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	洋風便器 水洗式大便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が <u>8.510.5</u> L/回以下であること。

備考) 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

備考) ~~本項の判断の基準の対象とする「水洗式大便器」は、洋風便器とする。~~

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古紙パルプ</td> </tr> </table> 【配慮事項】 ○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
廃プラスチック					
古紙パルプ					

備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																				
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】 ○搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5~15kW 未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15~30kW 未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30~272kW 以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5~15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15~30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30~272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																	
7.5~15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																	
15~30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																	
30~272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																	

備考) 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行)において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成18年10月1日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。

低騒音型建設機械	<p>【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力 (kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td></td> <td>206 ≤ P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td></td> <td>206 ≤ P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td></td> <td>206 ≤ P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>バイブロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 ≤ P < 103	105	103 ≤ P	105	バックホウ	P < 55	99	55 ≤ P < 103	104	103 ≤ P < 206	106		206 ≤ P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 ≤ P < 103	104	103 ≤ P < 206	107		206 ≤ P	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 ≤ P < 103	104	103 ≤ P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 ≤ P < 103	103	103 ≤ P < 206	107		206 ≤ P	107	バイブロハンマー		107
機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																																	
ブルドーザー	P < 55	102																																																	
	55 ≤ P < 103	105																																																	
	103 ≤ P	105																																																	
バックホウ	P < 55	99																																																	
	55 ≤ P < 103	104																																																	
	103 ≤ P < 206	106																																																	
	206 ≤ P	106																																																	
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																	
	55 ≤ P < 103	104																																																	
	103 ≤ P < 206	107																																																	
	206 ≤ P	107																																																	
トラクターショベル	P < 55	102																																																	
	55 ≤ P < 103	104																																																	
	103 ≤ P	107																																																	
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																	
	55 ≤ P < 103	103																																																	
	103 ≤ P < 206	107																																																	
	206 ≤ P	107																																																	
バイブロハンマー		107																																																	

油圧式杭抜機	P < 55	98
油圧式鋼管圧入・引抜機	55 ≤ P < 103	102
油圧式杭圧入引抜機	103 ≤ P	104
アースオーガー	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
オールケーシング掘削機	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	105
	206 ≤ P	107
アースドリル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
さく岩機（コンクリートブ レーカー）		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55	101
	55 ≤ P	104
コンクリートポンプ（車）	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P	107
コンクリート圧砕機	P < 55	99
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P < 206	106
	206 ≤ P	107
アスファルトフィニッシ ャー	P < 55	101
	55 ≤ P < 103	105
	103 ≤ P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P < 55	101
	55 ≤ P	105
発動発電機	P < 55	98
	55 ≤ P	102

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
--------	----------	---

備考) アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
--------	-----------------------	--

<u>山留め工法</u>	<u>泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法</u>	【判断の基準】 ○ <u>セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できるものであること。</u>
--------------	--------------------------	--

備考) 本項の判断の基準の対象とする泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法は、仮設工事において使用するものとする。

表5【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。</p>

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。</p>
----	-------	---

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	<p>【判断の基準】</p> <p>①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。</p> <p>②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。</p> <p>②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。</p>
------	------	--

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

20-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②表1に示されたB、C及びDランクの古紙再生紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <p>③印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%以下未満の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>④②原稿入稿後から刷版作製までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>②③印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。</p> <p>③④印刷版（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。</p> <p>④⑤揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>⑤⑥印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑥⑦製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦⑧紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
----	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 判断の基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。

3 判断の基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「**印刷用の紙△にリサイクル可能です**」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙へにリサイクル可できます」

ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「紙・板紙へリサイクル不可に適さない資材を使用しています」

~~4 調達を行う各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表2の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作製に努めること。なお、資材確認票の適用については、平成21年度を試行期間とし引き続き内容の検討を行うとともに、普及促進を図るものとする。~~

4 調達を行う各機関は、表2の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認するよう留意すること。

5 判断の基準④の「植物由来の油を含有したインキ」とは、インキの種類ごとの植物由来の油含有量比率が下表の要件を満足するものをいう。

<u>インキの種類</u>	<u>植物由来の油含有量比率</u>
<u>新聞オフ輪インキ</u>	<u>30%以上</u>
<u>ノンヒートオフ輪インキ</u>	<u>30%以上</u>
<u>枚葉インキ</u> <u>(ただし、金、銀、パール、白インキ)</u>	<u>20%以上</u> <u>(10%以上)</u>
<u>ビジネスフォームインキ</u>	<u>20%以上</u>
<u>ヒートセットオフ輪インキ</u>	<u>7%以上</u>
<u>各種UVインキ</u>	<u>7%以上</u>

~~6.6~~ 「芳香族成分」とは、JIS K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

~~6.7~~ 配慮事項④⑤の「揮発性有機化合物の発生抑制に配慮」とは、次の配慮がなされていることをいう。

ア. インキ及び塗料の揮発性有機化合物の含有量に配慮されていること。

イ. 湿し水、洗浄剤及び廃ウェス容器等からの揮発性有機化合物の発生抑制対策を講じていること。

ウ. オフセット輪転印刷で熱風乾燥印刷の場合は、揮発性有機化合物排出処理装置（脱臭装置）を設置し適切に運転・管理していること。

~~7.8~~ 配慮事項①②から⑤⑥については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

~~8.9~~ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる

① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 <u>抄色紙(A)*／ファン シーペーパー(A)*</u> ／ 樹脂含浸紙（水溶性の もの）	【加工紙】 <u>抄色紙(B)*／ファン シーペーパー(B)*色 紙（青または色の薄い もの）</u> ／ポリエチレン 等樹脂コーティング 紙／ポリエチレン等 樹脂ラミネート紙／ グラシンペーパー／ インディアペーパー	【加工紙】 <u>抄色紙(C)*／ファンシ ーペーパー(C)*色紙 （赤、緑、黄または色 の濃いもの）</u> ／ファン シーペーパー（表紙用 等の特殊紙）／樹脂含 浸紙（水溶性のものを 除く）／硫酸紙／ター ポリン紙／ロウ紙／セ ロハン／合成紙／カー ボン紙／ノーカーボン 紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙 ／昇華転写 紙／感熱性発泡紙／ 芳香紙
② イン キ類	【 <u>通常インキ</u> 】 凸版インキ ／ 平版イ ンキ（オフセットイ ンキ） ／ 溶剤型グラビ アインキ／溶剤型フレ キシインキ／スクリ ーンインキ全般	— 【 <u>通常インキ</u> 】 <u>水性グラビアインキ ／水性フレキシイン キ</u>	—	—
	<u>グラビアインキ溶剤 型 フレキシインキ溶剤 型</u>	<u>グラビアインキ水性 フレキシインキ水性</u>	—	—
	【 <u>特殊インキ</u> 】 リサイクル対応型 UV インキ☆（ <u>ハイブリッ ドUVインキ</u> ）／オフ セット用金・銀インキ ／パールインキ／ OCR インキ（油性）	【 <u>特殊インキ</u> 】 UV インキ／グラビア 用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB イン キ／蛍光インキ	【 <u>特殊インキ</u> 】 感熱インキ／減感イン キ／磁性インキ	【 <u>特殊インキ</u> 】 昇華性インキ／発泡 インキ／芳香インキ
	【 <u>特殊加工</u> 】 OP ニス	—	—	—
③ 加工 資材	【 <u>製品本加工</u> 】 製本用針金 ／ ホッチ キス等／ <u>リサイクル 対応型ホットメルト</u> （難細裂化 EVA 系ホ ットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／ 水溶性のり）	【 <u>製品本加工</u> 】 製本用糸／EVA 系ホ ットメルト	【 <u>製本加工</u> 】 <u>クロス貼り（布クロス、 紙クロス）</u>	＝
	【 <u>表面加工</u> 】 光沢コート（ニス引き、 プレスコート）	【 <u>表面加工</u> 】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、 UV ラミコート／箔押 し	— 【 <u>表面加工</u> 】 <u>クロス貼り</u> ＝	＝

	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	二
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

注1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注2 * 印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 資材確認票の様式（例）

作成年月日：_____年____月____日	
御中	
件名：_____	
〇〇印刷株式会社	

印刷資材	使用有無	リサイクル適性ランク	分類	製造元・銘柄名	備考	
用紙	本文	○	紙へリサイクル可	上質紙	〇〇製紙/〇〇	—
	表紙	○	紙へリサイクル可	アート紙	〇〇製紙/〇〇	—
	見返し	○	紙へリサイクル可	アート紙	〇〇製紙/〇〇	—
	カバー	＝	＝	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
インキ	—	○	紙へリサイクル可	平版インキ	〇〇インキ/〇	—
	—	＝	＝	—	—	—
	—	＝	＝	—	—	—
	—	＝	＝	—	—	—
加工	製本のり	＝	＝	—	—	—
	表面加工	○	紙へリサイクル可	OPニス	〇〇化学/〇〇	—
その他	—	＝	＝	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—

↓

リサイクル対応		判別
Aランクの材料のみ使用	紙へリサイクル可	○
AまたはBランクの材料のみ使用	板紙へリサイクル可	—
CまたはDランクの材料を使用	紙・板紙へリサイクル不可	—

表2 資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： _____

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

印刷資材	使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙/〇〇
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇
	カバー	ニ	ニ		
インキ類	○	A	平版インキ	〇〇インキ/〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学/〇〇
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学/〇〇
	その他加工	ニ	ニ		
その他					

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に基づく古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注2 資材確認票の記入に当たっての不明点等は、日本印刷産業連合会のホームページを確認すること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

20-4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	<p>【判断の基準】</p> <p>○<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p>①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>②<u>再生することなく再溝切りが可能であること（タイヤのリグループ）。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p>②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。</p> <p>③製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	---

備考) 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、JIS D4202に規定するタイヤの種類のうち「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又はD6401に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生（自動車整備の一部として調達されるものを含む。）の総件数とする。

20-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	<p>【判断の基準】</p> <p>①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。</p> <p>②エンジン洗淨を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗淨実施前後において、20%以上削減されること。</p> <p> なお、エンジン洗淨を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ. エンジン洗淨の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗淨実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗淨を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②エンジン洗淨の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗淨に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。</p> <p>③ロングライフクーラントの再利用に努めていること。</p> <p>③④自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

備考) 1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。

3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。

4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗淨」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗淨により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。

5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。

6 本項の判断の基準②アのエンジン洗淨を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度（昭和49年1月21日環境庁告示第1号）による。

7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

20-6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

植栽管理	<p>【判断の基準】</p> <p>①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p> <p>③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①灌水の雨水利用に配慮されていること。</p> <p>②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。</p> <p>④植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病虫害の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p> <p>⑤植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。</p> <p><u>⑥植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。</u></p>
------	--

- 備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
- 2 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。
- 3 庁舎管理に係る判断の基準②の施設において実施すべき措置等は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、別表を参考として選定するものとする。
- 4 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
- 5 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。
- 6 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 7 植栽管理に係る判断の基準②の「総合的病虫害・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
- 8 植栽管理に係る判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成19年1月31日付18消安第11607号環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。

機密文書処理	<p>【判断の基準】</p> <p>①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。</p> <p>②機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。</p> <p>ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。</p> <p>イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。</p> <p>ウ. 破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。</p> <p>③適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を発注者に提示できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①機密文書の発生量を定期的集計し、発注者への報告がなされること。</p> <p>②紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。</p> <p>③運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。</p> <p>④可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。</p>
--------	--

- 備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
- 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 判断の基準②の破碎処理の発注にあたっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上）。
- イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は5mm以上）。
- 3 判断の基準③の「機密処理完了証明書」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。

別表 1

古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA 用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙△にリサイクル可できます」の印刷物（Aランクの材料のみ使用）
	「板紙△にリサイクル可できます」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考） 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表 2

古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

20-11 クリーニング

(1) 品目及び判断の基準等

クリーニング	<p>【判断の基準】</p> <p>①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。</p> <p>③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>④可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。</p> <p>⑤包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減に努めていること。</p> <p>⑥省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p>
--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律207号）に定めるクリーニング業をいう。

2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月）に基づく運転をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意

4 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。

ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、エネルギーの使用の管理に当たっては、車両の運行記録に基づき実施することが望ましい。

5 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。

ウ. 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。

6 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。